

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

令和 2 年 5 月 1 5 日

○出席委員

委員長 世古安秀  
委員 奥村敦  
委員 戸上健  
委員 坂倉紀男  
議長 木下順一

副委員長 坂倉広子  
委員 木下順一  
委員 浜口一利

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長、山本補佐

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 木田 崇  
議事総務係長

(午前10時30分 開会)

○世古安秀委員長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから総務民生常任委員会を再開します。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第5号、鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について、議案第6号、鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例の制定についての2件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第5号、鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 皆さん、おはようございます。総務課長の中村です。よろしくお願いたします。

提出議案をご覧ください。提出議案の1ページをお願いいたします。

議案第5号、第6号は、関連しますので、合わせて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議案第5号、鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済への影響を鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当の減額措置を行いたく、本提案とするものです。

次のページをお願いします。

第1条ですが、令和2年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から市長にあつては当該額の100分の50に相当する額を、副市長にあつては当該額の100分の30に相当する額をそれぞれ減じて得た額とする。

第2条、令和2年6月に支給する教育長の期末手当の額は、鳥羽市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の100分の30に相当する額を減じて得た額とする。

次のページをお願いいたします。

議案第6号、鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例の制定について。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業活動の自粛に伴う市内経済への影響を鑑み、課長級職員の期末手当及び勤勉手当の減額措置を行いたく、本提案とするものです。

次のページをお願いいたします。

令和2年6月に支給する鳥羽市職員給与条例第2条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の職員の期末手当及び勤勉手当の額は、同条例第43条第2項及び第44条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額からそれぞれ当該額の100分の6に相当する額を減じて得た額とする。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

第5号と第6号、両方合わせて説明をいただきましたので、質疑については分けて質疑をいたします。  
議案第5号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

提案理由の市内経済への影響を鑑み、これはどういうことでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 お答えします。

市内経済が、今回のコロナの感染症ということで大変落ち込んでいると、そういうことに関して、市長のほうから、額としては全体を含めても大きな額ではないんですけども、一緒に苦境を乗り越えるという意味で減額を判断していただいたというふうに考えております。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 市内経済への影響を鑑みということだもので、本来であれば市内経済を鼓舞、激励し、振興させるための減額を判断というふうに、それはどうも僕は、解釈はよくわからんです。何で市長のこれを減額することが市内経済の振興ではないな。影響やで、これは市内経済困っておるのやで、助けなあかんわな。それに連動するののかということ、これは、僕は疑問です。

次に、2点目、委員長、続けてよろしいか。

○世古安秀委員長 はい、どうぞ。

○戸上 健委員 この50%と30%、実額で幾らになりますでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 市長の50%につきましては90万7,800円となります。それから、副市長、教育長30%ということですが、副市長につきましては42万1,056円、教育長につきましては37万6,380円となります。

以上でございます。

○戸上 健委員 はい、了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら議案第6号について質疑を行います。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これは、総務課長、課長会議もあるけれども、各課長から自発的に100分の6、これは、100分の6というのは幾らかというのは後から聞きますけれども、提案というか、それがあったんでしょうか。それとも、市長からの指示で100分の6カットということになったんでしょうか。

○世古安秀委員長 総務課長。

○中村総務課長 お答えします。

市長のほうから指示があったわけではございません。課長全員に私のほうから意見を聞かせていただきました。市長が50%というふうな減額も考えられておると、その上で、各課長のご意見を伺いましたところ、も

う課長級の総意と一緒にこの苦境を乗り越えるために、金額的には本当に課長級、特に少ないんですけども、少しでも市民の方の苦境を共有したいという総意で決めさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 100分の6についてお伺いします。それは課長によって違うと思うんですけども、平均1人幾らで、トータルすると全員でどれだけになりますでしょうか。

○世古安秀委員長 山本課長補佐。

○山本補佐 総務課人事担当の山本です。よろしくお願ひします。

平均はちょっと出していないんですけども、トータルの数字がありまして、トータルで165万8,120円です。平均といいますか、おおむね6万円前後となります。

○世古安秀委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 結構です。

○世古安秀委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、審査を終わります。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですね。ないようですので、採決に移ります。

これより議案を採決します。

お諮りします。

議案第5号、鳥羽市市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、鳥羽市職員給与条例の特例に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第6号については原案どおり可決することに決定しました。

当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願ひます。

これをもって総務民生常任委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時41分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月15日

総務民生常任委員長      世   古   安   秀